

【基本施策を推進する実施計画の事務事業】

No.	総合戦略事業	事務事業名	事業の概要 (令和6~7年度)	事業の成果 (令和6年度)	施策への貢献度 (実績)	今後の課題・方向性	部局名	課名	関連事業 (決算事業別概要ページ)
1	○	若者による地方創生政策推進事業費	若者の住定やまちのにぎわいづくりに必要となる施策について、若者自らか調査及び研究し、若者の視点による地方創生の深化に向けた意見の反映を図る。	とっとり若者地方創生会議の設置 ・会議の開催 28回 ・補助金を活用した事業の実施 1回	若者（大学生・専門学生）に本市の現状についての調査・研究及び市政に対する提言を行っていただき、若者定住に向けた施策の充実を図った。	進学や就職を理由とする若者の都市部への流出が続いている。若者定住に向けた施策の充実を図るため、より幅広く意見を取り込むよう、鳥取市に居住したことがある人でも委員になれるよう委員条件を緩和し、引き続き、若者の主体性を大切にし、庁内各課・関係団体と協力した取組を進め、本市の施策に若者の視点を反映させる。	企画推進部	政策企画課	68
2	○	地域づくり懇談会開催費	地域のあり方や市政の展望などについて、地域の方と直接意見交換し、協働のまちづくりの推進を図る。	・地域の未来づくり懇談会の開催 13地区	市民と市が地域の未来像や課題、市の施策について共有し、協働のまちづくりに向けた機運を高めることができた。	引き続き、地域の未来づくり懇談会を開催し、将来を見据えた地域のあり方、市の施策や市政の展望などについて、地域の方と直接意見交換することで、協働のまちづくりの推進を図る。	市民生活部	協働推進課	—
3	○	自治基本条例推進事業費	自治基本条例を周知するとともに、市民自治推進委員会において協働のまちづくり推進に関する調査・審議を行う。	・市民自治推進委員会の開催 4回 ・参画と協働のまちづくりフォーラムの開催	委員会及び庁内での自治基本条例の見直しに向けた審議並びにフォーラムの開催による協働のまちづくりの市民への周知によって、参画と協働のまちづくりの推進に資する取組を実施することができた。	地域社会を取り巻く環境及び課題の多様化・複雑化への対応に参画と協働のまちづくりの推進は欠かせないものとなっている。自治基本条例を現在の社会情勢及び本市の状況に合ったものに見直し、協働のまちづくりを推進する取組等について市民自治推進委員会で調査・審議を継続して行う。	市民生活部	協働推進課	87
4	○	鳥取市自治連合会補助金	鳥取市自治連合会が住みよいまちづくりのため市に協力して行う活動を支援することで市政運営の円滑化を図る。	鳥取市自治連合会と、構成する町内会に対して活動支援（補助金交付）することで、自治連合会等が取り組む地域コミュニティ活動の維持・活性化を図った。	鳥取市自治連合会及び構成町内会の活動を支援することで、住民自治の確立及び市域のコミュニティ活動を促進し、もって自治会相互の連携及び住民福祉の増進を図ることができた。	少子高齢化、地域住民の意識、生活様式も多様化している中、従来の町内会活動を維持していくことが難しくなってきている。主体的に持続可能な地域コミュニティ活動をさらに支援していく必要がある。	市民生活部	協働推進課	89
5	○	コミュニティ支援事業費	まちづくり協議会の運営及び地域コミュニティ計画による地域の身近な課題解決に向けた地域力向上の取組を支援し、地域コミュニティの充実・強化を図る。	・まちづくり協議会の運営及び活動への助成の実施 61地区	まちづくり協議会の運営及び地域コミュニティ計画に沿った活動の支援により、地域課題の解決や地域の特性を生かした取組を促進し、協働のまちづくりの推進を図ることができた。	地域の特性に応じた取組を行うまちづくり協議会への支援は、地域コミュニティの充実のために重要な事業である。引き続き、まちづくり協議会の運営及び地域コミュニティ計画に沿った活動を支援し、各地域の実情により即した支援となるよう取り組む。	市民生活部	協働推進課	89
6	○	ジゲおこし事業費	地域の観光資源を活用したイベントを支援することにより、地域の活性化や関係人口の創出・拡大を図る	地域の大学生等と連携して実施するイベントへの助成 ○事業名：いなば用瀬宿横丁さんぽ市 ○内容：かつての宿場町用瀬町の各所に展開された屋台を楽しみつつ、町の魅力を感じていただく来場者参加型のイベント 日時：令和6年11月17日開催	地域の大学生15名が屋台を展開するなどしてイベントへ参画した。また県内外から約560名の参加があった。	町の魅力を広く発信し、用瀬に足を運んでいただく関係人口・交流人口創出の取組として、今後も継続して実施する。	用瀬町総合支所	用瀬町総合支所地域振興課	288
7	○	町内集会所建設等補助金（物価高騰対応臨時交付金）	町内会のコミュニティの場である集会所の建設や改修に対して助成することにより、地域コミュニティの醸成を図ることで、地域の活性化を促進する。	・町内会集会所の改築等への助成の実施 19件（18町内会）	町内会が所有する集会所の改修やエアコン新設等について、要望があった18町内会に対して事業費の一部を助成することで、地域活動の環境が整備され、地域コミュニティ活動の維持・活性化を図ることができた。	引き続き、地域の要望を把握し、集会所の改修等に要する事業費の一部を助成し、地域コミュニティ活動の維持・活性化に寄与する。	市民生活部	協働推進課	304